

## 「長野銀行」に対する特定専門家派遣の決定について

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、8月1日、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第32条の4第3項の規定に基づき、株式会社長野銀行※に対して特定専門家派遣をする旨の決定を行いましたので、お知らせいたします。

※長野銀行の概要は、別紙のとおりです。

機構は、地域金融機関に対し、特定専門家派遣を活用した、「取引先事業者に対する事業再生等のコンサルティング機能の強化」や「観光を軸とした地域経済活性化モデルの構築等のコンサルティング機能の強化」を提案しています。機構が派遣する専門家は、「財務内容の検証や事業再生計画の精査等、長野銀行が取引先事業者に対して行う事業再生支援」及び「観光バリューチェーン分析等、長野銀行が行う地域経済活性化事業の支援」について助言等を行います。

機構は、特定専門家派遣を通じ、機構に結集されたノウハウを提供することにより、地域における事業再生等支援及び観光等の活性化支援の担い手である金融機関等の支援能力の向上に寄与し、自律的かつ持続的に地域の活性化が行なわれるよう、引き続き努めてまいります。

以上

＜お問い合わせ・ご相談の連絡先＞

株式会社 地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 9階

代表：TEL 03-6266-0310

地域活性化オフィス：TEL 03-6266-0380

別 紙

○株式会社長野銀行の概要(平成 26 年3月末時点)

本店所在地 : 長野県松本市渚2丁目9番 38 号

資 本 金 : 130 億円

設 立 : 昭和 25 年 11 月

取締役頭取 : 中 條 功

預 金 残 高 : 1兆 81 億円

貸 出 金 残 高 : 5,943 億円